14 備　考			
15 工事設計書	第　　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	変更の種別	□取替　□増設　□撤去
		適合表示無線設備の番号	
	その他の工事設計	□電波法第３章に規定する条件に合致する。	

備考１　この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

⑴　空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの

⑵　適合表示無線設備のみを使用するもの

⑶　移動するもの

⑷　個人が開設するもの

⑸　人工衛星等のアマチュア局でないもの

２　無線従事者免許証の番号の変更は、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注１　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　該当する□にレ印を付けること。

３　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

⑵　申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

⑶　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

４　２の欄は、次によること。

⑴　②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

⑵　③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

⑶　④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。